

2026 年 4 月 2 日

日バングラデシュ EPA に関する事前質問

日本繊維輸入組合
日本繊維輸出組合
ロジスティクス委員会

1. 原産地規則について

- (1) 織物類に導入された新しい規定「CTH又は関税分類の変更を必要としない（ただし、産品が締約国又は両締約国において完全に浸染され、又はなせんされたものである場合に限る。）」についてご説明いただけないでしょうか。

2. 原産地証明について

- (1) 第三者証明制度、認定輸出者制度、自己申告制度の全てが導入されているが、自己申告制度の実施については、協定発効日より日本側における輸入者自己申告制度が導入され、他の制度については両国にて別途協議のうえ決定することとなっているという理解で間違いありませんでしょうか。
- (2) 自己申告制度について、日本側における輸入者自己申告制度以外の制度の導入についての見通しがあれば教えてください。特に日本側での輸出者自己申告制度（バングラデシュの輸出者・生産者による自己申告）の導入については、バングラデシュにとって初めての EPA 締結であることを踏まえると、当面具体的な協議が行なわれる状況にはないという認識で差し支えないでしょうか。
- (3) 自己申告制度の使用開始時期について規定した第 3・16 条の 2 (b)「両締約国が締結している国際協定に基づき、両締約国が輸入者、輸出者又は生産者が作成した原産地申告について原産地証明としての使用を開始する日」とは、どういう意味でしょうか。

3. 日本側の関税の撤廃・引下げについて

- (1) 実施区分「R」については、協定発効日には WTO 協定税率が適用され、その後 90 日以内に両国によって見直しの協議が行われるという理解で間違いありませんでしょうか。
- (2) 実施区分「R」となっている品目について
42 類及び 64 類はいずれも全て「R」（一部「-」）とされています。両品目ともにバングラデシュ側にとって主要な生産・輸出品目であることから、日本側が現行の LDC

特惠同様の無税措置を受け入れなかったものと推測しておりますが、この点は日本の国内生産者からの要望に基づくものなのでしょうか。あるいは交渉上の総合的な判断によるものであり、国内生産者からの要望に基づくものではないのでしょうか。

また、今後の見直し交渉における日本政府の方針について教えていただけないでしょうか。

輸入者の立場としては、現行の LDC 特惠を適用した関税ゼロでのバングラデシュからの輸入ビジネスの継続を要望したく、日本政府の方針や日本国内の生産者からの要望の有無等について確認させていただけますと幸いです。

(3) 65 類の一部の HS-CODE は、即時撤廃ではなく「B10」とされています。

現在の LDC 特惠で FREE のものが後退している理由を教えていただけないでしょうか。なお、日ベトナム EPA や AJCEP においては、64 類は全て「A」即時撤廃とされていることから、本協定において「B10」とされた背景についてお伺いできれば幸いです。